

発議第 1 号

伊勢市議会議員定数条例の一部改正について

伊勢市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

平成 29 年 3 月 27 日

伊勢市議会議員	吉	岡	勝	裕
伊勢市議会議員	上	田	修	一
伊勢市議会議員	辻		孝	記
伊勢市議会議員	藤	原	清	史
伊勢市議会議員	西	山	則	夫
伊勢市議会議員	宿		典	泰
伊勢市議会議員	世古口		新	吾
伊勢市議会議員	中	村	豊	治
伊勢市議会議員	中	山	裕	司

記

## 伊勢市条例第 号

### 伊勢市議会議員定数条例の一部を改正する条例

伊勢市議会議員定数条例（平成 20 年伊勢市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

本則中「28 人」を「26 人」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙において選出される伊勢市議会の議員の任期が始まる日以後初めて招集される伊勢市議会の招集の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、前項ただし書に規定する一般選挙から適用する。  
（伊勢市議会委員会条例の一部改正）
- 3 伊勢市議会委員会条例（平成 17 年伊勢市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「総務政策委員会(定数 10 人)」を「総務政策委員会(定数 9 人)」に、「産業建設委員会(定数 9 人)」を「産業建設委員会(定数 8 人)」に改める。

#### （説 明）

これは、伊勢市議会の議員定数を 28 人から 26 人に改めるとともに、常任委員会の委員の定数を改めるため、条例を改正しようとするものである。